

改正

平成12年3月21日規則第15号
平成12年12月22日規則第136号
平成13年5月8日規則第76号
平成13年10月19日規則第112号
平成15年12月5日規則第72号
平成18年3月10日規則第14号
平成23年3月29日規則第15号
平成25年3月22日規則第36号
平成28年7月19日規則第55号
平成29年12月26日規則第49号
令和4年8月23日規則第33号

山形県環境影響評価条例施行規則をここに公布する。

山形県環境影響評価条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 方法書の作成前の手続（第3条の2—第3条の11）

第2章 方法書（第3条の12—第11条）

第3章 準備書（第11条の2—第34条）

第4章 評価書（第35条—第39条の2）

第5章 対象事業の内容の修正等（第40条—第43条）

第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続等（第44条—第53条）

第7章 環境影響評価その他の手続の特例等（第54条—第58条）

第8章 雑則（第59条—第61条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（対象事業）

第3条 条例第2条第2項第1号の規則で定める事業は、別表第1の事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の事業内容の欄に掲げる内容に該当する一の事業であって、かつ、同表の条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件の欄に掲げる要件に該当するものとする。

2 条例第2条第2項第2号の規則で定める事業は、別表第1の事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の事業内容の欄に掲げる内容に該当する一の事業であって、かつ、同表の条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件の欄に掲げる要件に該当するものとする。

第1章の2 方法書の作成前の手続

（配慮書の送付部数）

第3条の2 条例第4条の4の規定による配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）の送付の部数は、知事に対する送付にあっては20部、配慮書関係市町村長に対する送付にあってはそれぞれ5部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、送付の部数を増加することを指示することができる。

（配慮書についての公告の方法）

第3条の3 条例第4条の5の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

（1）時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。

- (2) 関係する市町村の協力を得て、当該市町村の広報紙に掲載すること。
 - (3) 官報に掲載すること。
 - (4) その他知事が適切と認める方法
- 2 配慮書事業者は、前項の公告をしようとするときは、あらかじめ、知事及び配慮書関係市町村長に対し、公告の方法及び予定年月日並びに公告する事項の内容を通知しなければならない。

(配慮書の縦覧)

第3条の4 条例第4条の5の規定により配慮書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 配慮書事業者の事務所
- (2) 県の庁舎その他の県の施設
- (3) 関係する市町村の協力が得られた場合にあっては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設

(配慮書について公告する事項)

第3条の5 条例第4条の5の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 配慮書関係地域の範囲
- (5) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第4条の6第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(配慮書の公表)

第3条の6 条例第4条の5の規定による配慮書等の公表は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。

- (1) 配慮書事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 関係する市町村の協力が得られた場合にあっては、当該市町村のウェブサイトへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切なウェブサイトへの掲載

(配慮書についての意見書の提出)

第3条の7 条例第4条の6第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- (3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見
- (4) 配慮書事業者が条例第4条の7の規定により知事及び配慮書関係市町村長に送付するために意見書を複写することについての同意の有無

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(配慮書についての意見書の写しの送付)

第3条の8 条例第4条の7の規定による意見書の写しの送付は、その複写を同意する旨の記載のある意見書に限って行うものとする。

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

第3条の9 条例第4条の8第1項の規則で定める期間は、60日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、配慮書事業者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

(方法書の公告前における配慮書対象事業の廃止等の場合の通知)

第3条の10 条例第4条の9第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 配慮書対象事業を実施しないこととした場合 配慮書対象事業廃止通知書（別記様式第1号）

- (2) 条例第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。 配慮書対象事業修正通知書（別記様式第1号の2）
- (3) 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合 配慮書対象事業承継通知書（別記様式第1号の3）

（方法書の公告前における配慮書対象事業の廃止等の場合の公告）

第3条の11 第3条の3第1項の規定は、条例第4条の9第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第4条の9第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第4条の9第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第4条の9第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに配慮書事業者となった者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第2章 方法書

（方法書の記載事項）

第3条の12 条例第5条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第4条の6第1項の意見の概要
- (2) 前号の意見についての事業者の見解
- (3) 条例第4条の2の規定による配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

（方法書の送付部数）

第4条 第3条の2の規定は、条例第6条の規定による方法書及び要約書の送付の部数について準用する。この場合において、第3条の2中「配慮書関係市町村長」とあるのは、「方法書関係市町村長」と読み替えるものとする。

（方法書についての公告の方法）

第5条 第3条の3の規定は、条例第7条の規定による公告について準用する。この場合において、第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「方法書関係市町村長」と読み替えるものとする。

（方法書の縦覧）

第6条 第3条の4の規定は、条例第7条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の4中「配慮書等」とあるのは「方法書及び要約書」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

（方法書について公告する事項）

第7条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 方法書関係地域の範囲
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第8条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

（方法書の公表）

第7条の2 第3条の6の規定は、条例第7条の規定による公表について準用する。この場合において、第3条の6中「配慮書等」とあるのは「方法書及び要約書」と、同条第1号及び第3号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

（方法書説明会の開催）

第7条の3 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、方法書関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第7条の4 第3条の3の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「方法書関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 方法書関係地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
(責めに帰することができない事由)

第7条の5 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書についての意見書の提出)

第8条 第3条の7の規定は、条例第8条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第3条の7第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは「方法書」と、同項第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第4条の7」とあるのは「第9条」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「方法書関係市町村長」と読み替えるものとする。

(方法書説明会の概要を記載した書類)

第8条の2 条例第9条に規定する方法書説明会の概要を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとし、方法書説明会において配布した資料を添付するものとする。

- (1) 方法書説明会を開催した日時及び場所
- (2) 方法書説明会に参加した者の数
- (3) 方法書説明会の経過及び概要

(方法書についての意見書の写しの送付)

第9条 第3条の8の規定は、条例第9条の規定による意見書の写しの送付について準用する。

(方法書についての知事の意見の提出期間)

第10条 条例第10条第1項の規則で定める期間は、60日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第3条の9第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場合において、同項中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(改めて作成した方法書の送付部数)

第11条 第3条の2の規定は、条例第11条第2項の規定による改めて作成した方法書の送付の部数について準用する。

第3章 準備書

(準備書の記載事項)

第11条の2 第3条の12の規定は、条例第13条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。

(準備書の送付部数)

第12条 第3条の2の規定は、条例第14条第1項の規定による準備書、要約書及び参考資料の送付の部数について準用する。この場合において、第3条の2中「配慮書関係市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(関係地域の協議)

第13条 条例第14条第2項の規定による協議は、準備書関係地域協議書（別記様式第1号の4）により行うものとする。

(準備書についての公告の方法)

第14条 第3条の3の規定は、条例第15条の規定による公告について準用する。この場合において、第3

条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(準備書の縦覧)

第15条 第3条の4の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の4中「配慮書等」とあるのは「準備書及び要約書」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(準備書について公告する事項)

第16条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第17条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(準備書の公表)

第16条の2 第3条の6の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第3条の6中「配慮書等」とあるのは「準備書及び要約書」と、同条第1号及び第3号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催)

第17条 第7条の3の規定は、条例第16条第1項の規定による準備書説明会の開催について準用する。この場合において、第7条の3中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「方法書関係地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の公告等)

第18条 第3条の3及び第7条の4第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、第7条の4第2項第4号中「方法書関係地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第19条 第7条の5の規定は、条例第16条第2項において読み替えて準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第7条の5中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第20条 削除

(準備書についての意見書の提出)

第21条 第3条の7の規定は、条例第17条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第3条の7第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは「準備書」と、同項第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第4条の7」とあるのは「第18条」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の概要を記載した書類)

第22条 第8条の2の規定は、条例第18条に規定する準備書説明会の概要を記載した書類について準用する。この場合において、第8条の2中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の写しの送付)

第23条 第3条の8の規定は、条例第18条の規定による意見書の写しの送付について準用する。

(準備書についての知事の意見の提出期間)

第24条 条例第19条第1項の規則で定める期間は、100日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第3条の9第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場

合において、同項中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(公聴会の開催)

第25条 条例第19条第2項の規定による公聴会（以下「公聴会」という。）は、関係地域内において開催するものとする。ただし、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

(公聴会の開催の公告等)

第26条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、その期日の1月前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 公聴会の開催の日時及び場所
- (5) 意見を聴こうとする事項
- (6) 公述の申出に関する事項

2 知事は、前項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するものとする。

(公述の申出)

第27条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の期日の10日前までに、次に掲げる事項を記載した書面により、知事に申し出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 環境の保全の見地からの意見の要旨

(公聴会の中止等)

第28条 知事は、公聴会の開催を中止し、又はその開催の日時及び場所を変更しようとするときは、その旨を公告するとともに、事業者及び関係市町村長に通知するものとする。

(公述人の選定等)

第29条 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため、第27条の規定により申出をした者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）をあらかじめ選定することができる。

2 前項の規定による公述人の選定は、第27条の規定により申出をした者が述べようとする意見の類似性等を考慮して行うものとする。

3 知事は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）をあらかじめ定めることができる。

4 知事は、第1項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を第27条の規定により申出をした者に通知するものとする。

(公聴会の議長)

第30条 公聴会は、知事の指名する職員が議長として主宰する。

(公述人の公述)

第31条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 公述人の公述は、知事が意見を聴こうとする準備書についての環境の保全の見地からの意見の範囲を超えてはならない。

(公聴会の秩序維持)

第32条 議長は、公述人の公述が前条第2項の範囲を超えたとき、若しくは第29条第3項の規定により定められた公述時間を超えたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その公述を制止し、又は当該公述人の退場を命ずることができる。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。

3 前2項に規定するもののほか、議長は、公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる。

(代理人による公述等の禁止)

第33条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は公述に代えて意見書を提出することができない。ただ

し、公述人が健康上その他やむを得ない理由により自ら公述できない場合において、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(公聴会記録書の作成)

第34条 議長は、公聴会を開催した後、次に掲げる事項を記載した公聴会記録書を作成し、これに署名押印の上、知事に提出しなければならない。

- (1) 第26条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 出席した公述人の氏名及び住所
- (3) 公述人の公述の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公聴会の経過に関する事項

2 知事は、前項の規定による公聴会記録書の提出があったときは、遅滞なく、その写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

第4章 評価書

(条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第35条 条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の軽微な修正の要件の欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第20条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する修正及び対象事業の名称の修正
- (2) 別表第2の対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(評価書の送付部数)

第36条 第3条の2の規定は、条例第21条の規定による評価書、これを要約した書類及びこれを補足する書類の送付の部数について準用する。この場合において、第3条の2中「20部」とあるのは「25部」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書についての知事の意見の提出期間)

第36条の2 条例第21条の2第1項の規則で定める期間は、60日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第3条の9第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場合において、同項中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(条例第21条の3第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第36条の3 第35条の規定は、条例第21条の3第1項第1号の規則で定める軽微な修正及び同号の規則で定める修正について準用する。

(評価書についての公告の方法)

第37条 第3条の3の規定は、条例第22条の規定による公告について準用する。この場合において、第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書の縦覧)

第38条 第3条の4の規定は、条例第22条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の4中「配慮書等」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(評価書について公告する事項)

第39条 条例第22条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
(評価書の公表)

第39条の2 第3条の6の規定は、条例第22条の規定による公表について準用する。この場合において、第3条の6中「配慮書等」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と、同条第1号及び第3号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

第5章 対象事業の内容の修正等

(条例第23条ただし書の規則で定める軽微な修正等)

第40条 第35条の規定は、条例第23条ただし書の規則で定める軽微な修正及び同条ただし書の規則で定める修正について準用する。

(事業内容等を修正する場合の通知)

第41条 条例第24条の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第5条第1項第1号に掲げる事項を修正しようとする場合 事業者氏名等修正通知書(別記様式第2号)
- (2) 条例第5条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合 事業内容等修正通知書(別記様式第3号)

(評価書の公告前における対象事業の廃止等の場合の通知)

第42条 条例第25条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 対象事業を実施しないこととした場合 対象事業廃止通知書(別記様式第4号)
- (2) 条例第5条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。 対象事業修正通知書(別記様式第5号)
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合 対象事業承継通知書(別記様式第6号)

(評価書の公告前における対象事業の廃止等の場合の公告)

第43条 第3条の3第1項の規定は、条例第25条第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第25条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第25条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第25条第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続等

(条例第26条第2項の規則で定める軽微な変更等)

第44条 条例第26条第2項の規則で定める軽微な変更は、別表第3の対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の軽微な変更の要件の欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第26条第2項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する変更及び対象事業の名称の変更
- (2) 別表第3の対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であって、当該変更後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(事業内容等を変更する場合の通知)

第45条 条例第27条において準用する条例第24条の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第5条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする場合 事業者氏名等変更通知書(別記様式第2号)
- (2) 条例第5条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合 事業内容等変更通知書(別記様式第3号)

(評価書の公告後における対象事業の廃止等の場合の通知及び公告)

第46条 条例第28条において準用する条例第25条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 対象事業を実施しないこととした場合 対象事業廃止通知書(別記様式第4号)
- (2) 条例第5条第1項第2号に掲げる事項を変更した場合において当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。対象事業変更通知書(別記様式第5号)
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合 対象事業承継通知書(別記様式第6号)

2 第3条の3第1項の規定は、条例第28条において準用する条例第25条第1項の規定による公告について準用する。

3 条例第28条において準用する条例第25条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者等の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第28条各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第28条第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者等となった者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施の通知)

第47条 条例第29条第2項の規定による通知は、環境影響評価再実施通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告)

第48条 第3条の3第1項の規定は、条例第29条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第29条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者等の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第29条第2項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

(工事の着手等の通知)

第49条 条例第33条の規定による対象事業に係る工事の着手の通知は、工事に着手した日の翌日から起算して7日以内に、工事着手通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

2 条例第33条の規定による対象事業に係る工事の完了の通知は、工事が完了した日の翌日から起算して30日以内に、工事完了通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(事後調査報告書の送付部数)

第50条 第3条の2の規定は、条例第34条第1項の規定による事後調査報告書及び条例第40条の2の規定による報告書の送付の部数について準用する。この場合において、第3条の2中「20部」とあるのは「25部」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の公告の方法等)

第51条 第3条の3の規定は、条例第34条第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業実施者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 条例第34条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域

- (4) 関係地域の範囲
- (5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
(事後調査報告書の縦覧)

第52条 第3条の4の規定は、条例第34条第2項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の4中「配慮書等」とあるのは「事後調査報告書」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業実施者」と読み替えるものとする。
(身分証明書の様式)

第53条 条例第35条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第9号のとおりとする。

第7章 環境影響評価その他の手続の特例等

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続等を行う場合の読替え等)

第54条 条例第37条の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における条例第4条の2から第4条の9までの規定及び環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第32条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第4条の2	配慮書対象事業(第2条第2項各号に掲げる事業(法第2条第2項に規定する第一種事業及び法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第2条第3項に規定する第二種事業を除く。)をいう。以下同じ。)を実施しようとする者(委託に係る配慮書対象事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。)は、配慮書対象事業	第37条第1項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る配慮書対象事業(以下「都市計画配慮書対象事業」という。)
	当該配慮書対象事業	当該都市計画配慮書対象事業
第4条の3第1項各号列記以外の部分	配慮書事業者	都市計画決定権者
第4条の3第1項第1号	配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第4条の3第1項第2号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第4条の4	配慮書事業者	都市計画決定権者
	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第4条の5、第4条の6第1項、第4条の7、第4条の8第1項及び第4項並びに第4条の9第1項	配慮書事業者	都市計画決定権者
第4条の9第1項第1号	配慮書対象事業を実施しない	都市計画配慮書対象事業を都市計画に定めない
第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として

		同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業（以下「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
第5条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第5条第1項第2号	対象事業の名称、目的及び内容	都市計画対象事業の名称、目的及び内容
第5条第1項第6号	事業者	都市計画決定権者
第5条第1項第7号	対象事業	都市計画対象事業
第5条第2項	事業者	都市計画決定権者
第6条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第7条、第7条の2第1項から第4項まで、第8条第1項、第9条並びに第10条第1項及び第4項	事業者	都市計画決定権者
第11条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第11条第2項	事業者	都市計画決定権者
第12条、第13条第1項及び第14条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第14条第2項、第15条、第16条第1項及び第2項、第17条第1項、第18条、第19条並びに第20条第1項	事業者	都市計画決定権者
第20条第1項第3号	対象事業	都市計画対象事業
第20条第2項	事業者	都市計画決定権者
第21条	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町村長	、関係市町村長及び第37条第1項の事業者
第21条の2第1項及び第3項並びに第21条の3第1項	事業者	都市計画決定権者
第21条の3第1項第3号	対象事業	都市計画対象事業
第21条の3第2項	事業者	都市計画決定権者
第21条の3第3項	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町村長	、関係市町村長及び第37条第1項の事業者
第22条	事業者	都市計画決定権者
第23条及び第24条	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第25条第1項	事業者	都市計画決定権者
第25条第1項第1号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第26条第1項	を行う	が行われる
第26条第2項	を行った	が行われた

第26条第3項	を行った	が行われた
	を行い	が行われ
第27条及び第28条	を行って	が行われて
第29条第1項	を行った	が行われた
第30条	を行った	が行われた
	に行う	に行われる
	を行って	が行われて

2 前項に規定する場合においては、条例第4条の3第2項、条例第4条の9第1項第3号及び第2項、条例第5条第3項、条例第13条第2項、条例第20条第3項並びに条例第25条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

3 第1項に規定する場合においては、第3条の2から第48条まで（第3条の10第3号、第3条の11第2項第4号、第42条第3号及び第43条第2項第4号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第3条の2	条例第4条の4	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の3第1項	条例第4条の5	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の3第2項	配慮書事業者	都市計画決定権者
第3条の4	条例第4条の5	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の4第1号及び第4号	配慮書事業者	都市計画決定権者
第3条の5	条例第4条の5	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の5第1号	配慮書事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第3条の5第2号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業（第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2の都市計画配慮書対象事業をいう。以下同じ。）
第3条の5第7号	条例第4条の6第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
第3条の6	条例第4条の5	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の6第1号及び第3号	配慮書事業者	都市計画決定権者
第3条の7第1項	条例第4条の6第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
第3条の7第1項第4号	配慮書事業者	都市計画決定権者
	条例第4条の7	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7
第3条の8	条例第4条の7	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7
第3条の9第1項	条例第4条の8第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項
第3条の9第2項	配慮書事業者	都市計画決定権者

第3条の10	条例第4条の9第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第1項
第3条の10第1号	配慮書対象事業を実施しない	都市計画配慮書対象事業を都市計画に定めない
第3条の10第2号	条例第4条の3第1項第2号	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項第2号
	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第3条の11第1項及び第2項各号列記以外の部分	条例第4条の9第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第1項
第3条の11第2項第1号	配慮書事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第3条の11第2項第2号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第3条の11第2項第3号	条例第4条の9第1項各号	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第1項第1号又は第2号
第3条の12第1号	条例第4条の6第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
第3条の12第2号	事業者	都市計画決定権者
第3条の12第3号	条例第4条の2	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2
	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第4条	条例第6条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第5条	条例第7条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは	「配慮書関係市町村長」とあるのは、
第6条	条例第7条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	「方法書及び要約書」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と	「方法書及び要約書」と
第7条	条例第7条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第7条第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第7条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業(第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項の都市計画対象事業をいう。以下同じ。)
第7条第7号	条例第8条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第7条の2	条例第7条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条

	「方法書及び要約書」と、同条、第1号及び第3号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と	「方法書及び要約書」と
第7条の3	条例第7条の2第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
	事業者	都市計画決定権者
第7条の4第1項	条例第7条の2第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
	「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは	「配慮書関係市町村長」とあるのは、
第7条の4第2項	条例第7条の2第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
第7条の4第2項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第7条の4第2項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第7条の5	条例第7条の2第4項の事業者	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項の都市計画決定権者
第7条の5第2号	事業者	都市計画決定権者
第8条	条例第8条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
	同項第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、	同項第4号中
第8条の2及び第9条	条例第9条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条
第10条第1項	条例第10条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項
第10条第2項	準用する。この場合において、同項中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする	準用する
第11条	条例第11条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条第2項
第12条	条例第14条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項
第13条	条例第14条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第2項
第14条	条例第15条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
	「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは	「配慮書関係市町村長」とあるのは、
第15条	条例第15条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
	「準備書及び要約書」と、同条	「準備書及び要約書」と

	第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と	
第16条	条例第15条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第16条第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第16条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第16条第7号	条例第17条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第16条の2	条例第15条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
	「準備書及び要約書」と、同条第1号及び第3号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と	「準備書及び要約書」と
第17条	条例第16条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
第18条	条例第16条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	条例第7条の2第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
	第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、	第3条の3第2項中
第19条	条例第16条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	条例第7条の2第4項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
	事業者	都市計画決定権者
第21条	条例第17条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
	同項第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、	同項第4号中
第22条及び第23条	条例第18条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第18条
第24条第1項	条例第19条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第19条第1項
第24条第2項	準用する。この場合において、同項中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする	準用する
第25条	条例第19条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第19条第2項
第26条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第26条第1項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第26条第2項	事業者	都市計画決定権者

第27条第2号	対象事業	都市計画対象事業
第28条及び第34条第2項	事業者	都市計画決定権者
第35条第1項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第35条第2項第1号及び第2号	対象事業	都市計画対象事業
第35条第2項第3号	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第36条	条例第21条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第21条
第36条の2第1項	条例第21条の2第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第21条の2第1項
第36条の2第2項	準用する。この場合において、同項中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする	準用する
第37条	条例第22条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条
	「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは	「配慮書関係市町村長」とあるのは、
第38条	条例第22条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条
	「評価書及びこれを要約した書類」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と	「評価書及びこれを要約した書類」と
第39条	条例第22条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条
第39条第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第39条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第39条の2	条例第22条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条
	「評価書及びこれを要約した書類」と、同条第1号及び第3号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と	、「評価書及びこれを要約した書類」と
第40条	条例第23条ただし書	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条ただし書
第41条	条例第24条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条
第41条第1号	条例第5条第1項第1号	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第1号
第41条第2号	条例第5条第1項第2号	第54条第1項の規定により読み替えて適

		用される条例第5条第1項第2号
第42条	条例第25条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項
第42条第1号	対象事業を実施しない	対象事業等（第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項の対象事業等をいう。以下同じ。）を都市計画に定めない
第42条第2号	条例第5条第1項第2号	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号
	対象事業	都市計画対象事業
第43条第1項及び第2項各号 列記以外の部分	条例第25条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項
第43条第2項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第43条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第43条第2項第3号	条例第25条第1項各号	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項第1号又は第2号
第44条第1項	条例第26条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第44条第2項	条例第26条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項
第44条第2項第1号及び第2号	対象事業	都市計画対象事業
第44条第2項第3号	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第45条	条例第27条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第27条
	条例第24条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条
第46条第1項、第2項及び第3項各号列記以外の部分	条例第28条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第28条
	条例第25条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項
別表第2及び別表第3の対象事業の区分の欄	対象事業	都市計画対象事業

(都市計画に係る手続との調整)

第55条 前条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条又は条例第22条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うことができるものとする。

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第56条 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第26条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うことができるものとする。

2 前項の場合における条例第26条第2項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第26条第2項	事業者又は対象事業を実施している者(委託に係る対象事業にあっては、その委託をしている者。以下同じ。)(以下「事業者等」という。)は、第22条	都市計画決定権者は、第37条第1項の規定により定められる規則の規定により読み替えて適用される第22条
	第5条第1項第2号	第37条第1項の規定により定められる規則の規定により読み替えて適用される第5条第1項第2号
	を変更しよう	の変更に係る都市計画の変更をしよう
	当該変更	当該事項の変更
第26条第3項	第1項の規定は、第22条	第26条第1項の規定は、都市計画決定権者が第37条第1項の規定により定められる規則の規定により読み替えて適用される第22条
	第5条第1項第2号	第37条第1項の規定により定められる規則の規定により読み替えて適用される第5条第1項第2号
	当該事業	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業
	事業者等	都市計画に係る事業者等
	第1項中	第26条第1項中「第22条」とあるのは「第37条第1項の規定により定められる規則の規定により読み替えて適用される第22条」と、
	を行い	が行われ
	行うものに限る。)」	行われるものに限る。)」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第20条第1項」とあるのは「第37条第1項の規定により定められる規則の規定により読み替えて適用される第20条第1項」

(事業者等の行う環境影響評価との調整)

第57条 配慮書事業者が条例第4条の4の規定により配慮書等を送付してから条例第5条第1項の規定により方法書を作成するまでの間において、当該送付に係る配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、配慮書事業者及び配慮書の送付を受けた者にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る配慮書対象事業についての条例第37条第2項の規定は、配慮書事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、配慮書事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討

その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、配慮書事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

- 3 事業者が条例第5条第1項の規定により方法書を作成してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び配慮書の送付を受けた者（事業者が既に条例第6条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者、配慮書の送付を受けた者及び方法書の送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第37条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。
- 4 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 5 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び配慮書、方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第37条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。
- 6 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 7 事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第22条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第4章及び第5章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第37条第1項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第22条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

（事業者の協力）

第58条 都市計画決定権者は、条例第37条第1項の事業者に対し、条例第5条から第32条までの規定（第54条第2項に規定する規定を除く。）による環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他必要な協力を求めることができる。

第8章 雑則

（公表の方法）

第59条 条例第49条第2項の規定による公表は、山形県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（条例第54条第1項の規則で定める軽微な変更等）

第60条 第44条の規定は、条例第54条第1項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第44条中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第3中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

（条例第54条第1項第1号の規則で定める行為）

第61条 条例第54条第1項第1号の規則で定める行為は、別表第4の対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分に応じ、同表の許認可等に係る行為の欄に掲げる行為のいずれかに該当するものとする。

（条例第54条第2項の規則で定める条件）

第62条 条例第54条第2項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第1条から第3条まで及び別表第1の規定は公布の日から、附則第5項の規定は条例附則第6項の規定の施行の日から施行する。

（条例附則第3項の規則で定める軽微な変更等）

2 第44条の規定は、条例附則第3項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。

(条例附則第3項第1号の規則で定める行為)

3 第61条の規定は、条例附則第3項第1号の規則で定める行為について準用する。

(条例附則第4項の規則で定める条件)

4 条例附則第4項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。

(条例施行前に方法書の手続を行う場合の通知)

5 条例附則第6項の規定による通知は、次に掲げる事項を通知して行うものとする。

(1) 条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 条例附則第5項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模

(3) 条例附則第5項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業が実施されるべき区域

(4) 条例の施行後に条例第6条に規定する方法書関係地域となるべき地域の範囲

(5) 条例附則第5項の規定により、条例第3章の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨

附 則（平成12年3月21日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月22日規則第136号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年5月8日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年10月19日規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月5日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第4第7項の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第15号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月19日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第1項第9号事業内容の欄の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日規則第49号）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(改正条例附則第4項の規則で定める軽微な変更等)

2 山形県環境影響評価条例施行規則（以下この項において「施行規則」という。）第44条の規定は、山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成29年12月県条例第56号。次項において「改正条例」という。）附則第4項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、施行規則第44条中「対象事業」とあるのは「事業」と、改正後の施行規則別表第3中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

(改正条例附則第5項の規則で定める条件)

3 改正条例附則第5項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩

衝空地を増加するものに限る。) であることとする。

附 則 (令和4年8月23日規則第33号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第4第12項許認可等に係る行為の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1

事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件
1 条例別表第1号に掲げる事業の種類	(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者が指定し、又は指定しようとする道路若しくは道路の部分(以下「自動車専用道路」という。)の新設の事業	車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第6号の付加追越車線、同条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。)の数が4以上であるもの又は車線の数が2以上であり、かつ、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第2項第3号に規定する森林地域(以下「森林地域」という。)内における長さの合計が15キロメートル以上であるもの	車線の数が4以上であるもの又は車線の数が2以上であり、かつ、森林地域内における長さの合計が10キロメートル以上であるもの
	(2) 自動車専用道路の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの	車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が1キロメートル以上であるもの又は車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が2以上であるものに限る。)の森林地域内における長さの合計が15キロメートル以上であるもの	車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が1キロメートル以上であるもの又は車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が2以上であるものに限る。)の森林地域内における長さの合計が10キロメートル以上であるもの
	(3) 道路法第5条第1項に規定する道路(自動車専用道路を除く。以下「一般国道」という。)の新設の事業	車線の数が4以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上であるもの又は車線の数が2以上であり、かつ、森林地域内における長さの合計が15キロメートル以上であるもの	車線の数が4以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上であるもの又は車線の数が2以上であり、かつ、森林地域内における長さの合計が10キロメートル以上であるもの
	(4) 一般国道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の	車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及	車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及

	数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの	び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数4以上であるものに限る。）の長さの合計が7.5キロメートル以上であるもの又は車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数2以上であるものに限る。）の森林地域内における長さの合計が15キロメートル以上であるもの	び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数4以上であるものに限る。）の長さの合計が5キロメートル以上であるもの又は車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数2以上であるものに限る。）の森林地域内における長さの合計が10キロメートル以上であるもの
(5)	道路法第7条第1項又は同法第8条第1項に規定する道路（自動車専用道路を除く。以下「県道・市町村道」という。）の新設の事業	車線の数4以上であり、かつ、長さ7.5キロメートル以上であるもの又は車線の数2以上であり、かつ、森林地域内における長さの合計が15キロメートル以上であるもの	車線の数4以上であり、かつ、長さ5キロメートル以上であるもの又は車線の数2以上であり、かつ、森林地域内における長さの合計が10キロメートル以上であるもの
(6)	県道・市町村道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの	車線数の増加に係る部分（改築後の車線数4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線数4以上であるものに限る。）の長さの合計が7.5キロメートル以上であるもの又は車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線数2以上であるものに限る。）の森林地域内における長さの合計が15キロメートル以上であるもの	車線数の増加に係る部分（改築後の車線数4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線数4以上であるものに限る。）の長さの合計が5キロメートル以上であるもの又は車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線数2以上であるものに限る。）の森林地域内における長さの合計が10キロメートル以上であるもの
(7)	土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用道路（以下「農道」という。）の新設の事業	幅員6.5メートル以上であり、かつ、森林地域内における長さの合計が15キロメートル以上であるもの	幅員6.5メートル以上であり、かつ、森林地域内における長さの合計が10キロメートル以上であるもの
(8)	農道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの	幅員の拡大に係る部分（改築後の幅員6.5メートル以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道	幅員の拡大に係る部分（改築後の幅員6.5メートル以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道

		路の部分（幅員が6.5メートル以上であるものに限る。）の森林地域内における長さの合計が15キロメートル以上であるもの	路の部分（幅員が6.5メートル以上であるものに限る。）の森林地域内における長さの合計が10キロメートル以上であるもの
	(9) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第7号又は同法第7条の2第2項第1号に規定する林道（以下「林道」という。）の新設の事業	幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが15キロメートル以上であるもの	幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上であるもの
	(10) 林道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの	幅員の拡大に係る部分（改築後の幅員が6.5メートル以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（幅員が6.5メートル以上であるものに限る。）の長さの合計が15キロメートル以上であるもの	幅員の拡大に係る部分（改築後の幅員が6.5メートル以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（幅員が6.5メートル以上であるものに限る。）の長さの合計が10キロメートル以上であるもの
2 条例別表第2号に掲げる事業の種類	(1) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川（以下「河川」という。）に関するダムの新築の事業	河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が75ヘクタール以上であるもの	貯水面積が50ヘクタール以上であるもの
	(2) 河川に関する堰（せき）の新築の事業	計画湛（たん）水位（堰（せき）の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰（せき）によつてたたえることとした流水の最高の水位で堰（せき）の直上流部におけるものをいう。）における湛（たん）水区域（以下単に「湛（たん）水区域」という。）の面積（以下「湛（たん）水面積」という。）が75ヘクタール以上であるもの	湛（たん）水面積が50ヘクタール以上であるもの
	(3) 河川に関する堰（せき）の改築の事業	改築後の湛（たん）水面積が75ヘクタール以上であり、かつ、湛（たん）水面積が37.5ヘクタール以上増加するもの	改築後の湛（たん）水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛（たん）水面積が25ヘクタール以上増加するもの

	(4) 放水路の新築の事業であって、河川法第8条に規定する河川工事として行うもの	75ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの	50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの
3 条例別表第3号に掲げる事業の種類	(1) 水力発電所の設置の工事業	出力が22,500キロワット以上であるもの	出力が15,000キロワット以上であるもの
	(2) 水力発電所の変更の工事業	出力が22,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が15,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(3) 火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事業	出力が112,500キロワット以上であるもの	出力が75,000キロワット以上であるもの
	(4) 火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事業	出力が112,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が75,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(5) 火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事業	出力が7,500キロワット以上であるもの	出力が5,000キロワット以上であるもの
	(6) 火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の変更の工事業	出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(7) 風力発電所の設置の工事業	出力が37,500キロワット以上であるもの	出力が25,000キロワット以上であるもの
	(8) 風力発電所の変更の工事業	出力が37,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が25,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(9) 太陽光発電所の設置の工事業	太陽光発電所の設置に係る土地(施設整備の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路、その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。)の面積が50ヘクタール以上であるもの	太陽光発電所の設置に係る土地の面積が20ヘクタール以上であるもの
	(10) 太陽光発電所の変更の工事業	太陽光発電所の設置に係る土地の面積が50ヘクタール以上増加するもの	太陽光発電所の設置に係る土地の面積が20ヘクタール以上増加するもの
4 条例別表第4号に掲げる事業の種類	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物	埋立処分場の用に供される場所(以下「埋立処分場所」という。)の面積が3ヘクタール以上であるもの又は埋立容量が15万立方メートル以上であるもの	埋立処分場所の面積が1.5ヘクタール以上であるもの又は埋立容量が7万5千立方メートル以上であるもの

	最終処分場」という。) 又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業		
	(2) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業	埋立処分場所の面積が3ヘクタール以上増加するもの又は埋立容量が15万立方メートル以上増加するもの	埋立処分場所の面積が1.5ヘクタール以上増加するもの又は埋立容量が7万5千立方メートル以上増加するもの
	(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設であるもの(以下「ごみ焼却施設」という。)又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち焼却施設であるもの(以下「産業廃棄物焼却施設」という。)の設置の事業	1時間当たりの処理能力の合計が8トン以上であるもの	1時間当たりの処理能力の合計が4トン以上であるもの
	(4) ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業	1時間当たりの処理能力の合計が8トン以上増加するもの	1時間当たりの処理能力の合計が4トン以上増加するもの
	(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置の事業	1時間当たりの処理能力の合計が8キロリットル以上であるもの	1時間当たりの処理能力の合計が4キロリットル以上であるもの
	(6) し尿処理施設の規模の変更の事業	1時間当たりの処理能力の合計が8キロリットル以上増加するもの	1時間当たりの処理能力の合計が4キロリットル以上増加するもの
5 条例別表第5号に掲げる事業の種類	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業	施行区域の面積が75ヘクタール以上であるもの	施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの
6 条例別表第6号に掲げる事業の種類	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業	施行区域の面積が75ヘクタール以上であるもの	施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの
7 条例別表第7号に掲げる事業の種類	住宅団地(建物の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路そ	造成に係る土地の面積が75ヘクタール以上であるもの	造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上であるもの

	<p>の他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。)の造成の事業</p>		
8 条例別表第8号に掲げる事業の種類	<p>工業団地（工場又は事業場（製造業（物品の加工修理業を含む。以下同じ。）、ガス供給業又は熱供給業の用に供されるものに限る。）の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。）の造成の事業</p>	<p>造成に係る土地の面積が75ヘクタール以上であるもの</p>	<p>造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上であるもの</p>
9 条例別表第9号に掲げる事業の種類	<p>(1) レクリエーション施設（ゴルフ場、スキー場、遊園地、動物園、野球場、陸上競技場、サーキット場その他の運動・レジャー施設（これと一体となって整備される施設を含む。）をいう。以下同じ。）の設置の事業</p>	<p>レクリエーション施設（2以上の施設を併せて設置する場合を含む。以下同じ。）の用に供される土地の面積が50ヘクタール以上であるもの</p>	<p>レクリエーション施設の用に供される土地の面積が25ヘクタール以上であるもの</p>
	<p>(2) レクリエーション施設の規模の変更の事業</p>	<p>レクリエーション施設の用に供するための土地の面積が50ヘクタール以上増加するもの</p>	<p>レクリエーション施設の用に供するための土地の面積が25ヘクタール以上増加するもの</p>
10 条例別表第10号に掲げる事業の種類	<p>土、採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石若しくは砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利（以下これらを「土石」という。）の採取（河川法第6条第1項に規定する河川区域内における採取を除く。以下同じ。）又は鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条に規定する鉱物（以下「鉱物」という。）の掘採（露天掘りに限る。）の事業</p>	<p>面積が30ヘクタール以上の土石等採取場（土石の採取又は鉱物の掘採が行われる場所及びこれと一体として設けられる土石若しくは鉱物の集積、移送若しくは搬出の作業、土石の採取若しくは鉱物の掘採その他の作業に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石の採取若しくは鉱物の掘採その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のために必要とされる場所をいう。以下同じ。）</p>	<p>面積が15ヘクタール以上の土石等採取場を設置して行うもの</p>

		を設置して行うもの	
11 条例別表第11号に掲げる事業の種類	(1) 工場又は事業場（製造業、電気供給業（火力発電設備を事業の用に供する場合に限る。）、ガス供給業又は熱供給業の用に供されるものに限る。以下「工場等」という。）の設置の事業	排出ガス量（温度が摂氏零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。）が20万立方メートル以上であるもの又は排出水量（1日当たりの平均的排出水の量をいう。以下同じ。）が1万立方メートル以上であるもの	排出ガス量が10万立方メートル以上であるもの又は排出水量が5千立方メートル以上であるもの
	(2) 工場等の規模の変更の事業	排出ガス量が20万立方メートル以上増加するもの又は排出水量が1万立方メートル以上増加するもの	排出ガス量が10万立方メートル以上増加するもの又は排出水量が5千立方メートル以上増加するもの
12 条例別表第12号に掲げる事業の種類	(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「下水道終末処理場」という。）の設置の事業	下水道終末処理場の用に供される土地の面積が20ヘクタール以上であるもの	下水道終末処理場の用に供される土地の面積が10ヘクタール以上であるもの
	(2) 下水道終末処理場の規模の変更の事業	下水道終末処理場の用に供される土地の面積が20ヘクタール以上増加するもの	下水道終末処理場の用に供される土地の面積が10ヘクタール以上増加するもの
13 条例別表第13号に掲げる事業の種類	(1) 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の2イに規定する豚房施設又は同号ロに規定する牛房施設（以下「畜産施設」という。）の設置の事業	飼育頭数が豚にあつては2万頭以上、牛にあつては2千頭以上であるもの	飼育頭数が豚にあつては1万頭以上、牛にあつては1千頭以上であるもの
	(2) 畜産施設の規模の変更の事業	飼育頭数が豚にあつては2万頭以上、牛にあつては2千頭以上増加するもの	飼育頭数が豚にあつては1万頭以上、牛にあつては1千頭以上増加するもの
14 条例別表第14号に掲げる事業の種類	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の建設の事業	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さの算定方法により算定した建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上であるもの	建築物の高さが50メートル以上であるもの
15 条例別表第15号に掲げる事業の種類	複合開発事業（5の項から9の項までの事業内容の欄に掲げる事業のいずれか2以上の事業が併せて一の事業として行われる事業をいう。以下同	複合開発事業の用に供される土地の面積が75ヘクタール以上のもの	複合開発事業の用に供される土地の面積が50ヘクタール以上のもの

	じ。)である事業	
--	----------	--

別表第2

対象事業の区分	事業の諸元	軽微な修正の要件
1 別表第1の1の項の事業内容の欄(1)から(6)までに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第1の1の項の事業内容の欄(7)から(10)までに該当する対象事業	農道又は林道の長さ	農道又は林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	農道又は林道の設計の基礎となる自動車の速度	農道又は林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
3 別表第1の2の項の事業内容の欄(1)に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
4 別表第1の2の項の事業内容の欄(2)又は(3)に該当する対象事業	湛(たん)水区域の位置	新たに湛(たん)水区域となる部分の面積が修正前の湛(たん)水面積の20パーセント未満であること。
	固定堰(ぜき)又は可動堰(ぜき)の別	
5 別表第1の2の項の事業内容の欄(4)に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
6 別表第1の3の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	堰(せき)の湛(たん)水区域の位置	新たに堰(せき)の湛(たん)水区域となる部分の面積が修正前の湛(たん)水面積の20パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
7 別表第1の3の項の事業内容の欄(3)又は(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のもの	

	のの別	
8 別表第1の3の項の事業内容の欄(5)又は(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
9 別表第1の3の項の事業内容の欄(7)又は(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
10 別表第1の3の項の事業内容の欄(9)又は(10)に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに太陽光発電所の設置に係る土地となる部分の面積が修正前の太陽光発電所の設置に係る土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
11 別表第1の4の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
12 別表第1の4の項の事業内容の欄(3)から(6)までに該当する対象事業	1時間当たりの処理能力の合計	1時間当たりの処理能力の合計が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
13 別表第1の5の項及び同表の6の項の事業内容の欄に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
14 別表第1の7の項及び同表の8の項の事業内容の欄に該当する対象事業	住宅団地又は工業団地の造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の造成に係る土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
15 別表第1の9の項の事業内容の欄に該当する対象事業	レクリエーション施設の用に供される土地の位置	新たにレクリエーション施設の用に供される土地となる部分の面積が修正前のレクリエーション施設の用に供される土地の面積の10パーセント未満であること。
16 別表第1の10の項の事業内容の欄に該当する対象事業	土石等採取場の位置	新たに土石等採取場となる部分の面積が修正前の土石等採取場の面積の10パーセント未満であること。
17 別表第1の11の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する	排出ガス量又は排出水量	排出ガス量又は排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離

対象事業		れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
18 別表第1の12の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	下水道終末処理場の用に供される土地の位置	新たに下水道終末処理場の用に供される土地の面積が修正前の下水道終末処理場の用に供される土地の面積の10パーセント未満であること。
19 別表第1の13の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	豚又は牛の飼育頭数	豚又は牛の飼育頭数が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
20 別表第1の14の項の事業内容の欄に該当する対象事業	建築物の高さ	建築物の高さが10パーセント以上増加しないこと。
21 別表第1の15の項の事業内容の欄に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であること。

別表第3

対象事業の区分	事業の諸元	軽微な変更の要件
1 別表第1の1の項の事業内容の欄(1)から(6)までに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
2 別表第1の1の項の事業内容の欄(7)から(10)までに該当する対象事業	農道又は林道の長さ	農道又は林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	農道又は林道の設計の基礎となる自動車の速度	農道又は林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
3 別表第1の2の項の事業内容の欄(1)に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
4 別表第1の2の項の事業内容の欄(2)又は(3)に該当する	湛(たん)水区域の位置	新たに湛(たん)水区域となる部分の面積が変更前の湛(たん)水面積の10パーセント未満であること。
	固定堰(ぜき)又は可動堰	

対象事業	(せき)の別	
	堰(せき)の位置	堰(せき)の両端のいずれかが500メートル以上移動しないこと。
5 別表第1の2の項の事業内容の欄(4)に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
6 別表第1の3の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダム貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	堰(せき)の湛(たん)水区域の位置	新たに堰(せき)の湛(たん)水区域となる部分の面積が変更前の湛(たん)水面積の10パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。
7 別表第1の3の項の事業内容の欄(3)又は(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
8 別表第1の3の項の事業内容の欄(5)又は(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが10パーセント以上減少しないこと。

	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が100メートル以上移動しないこと。
9 別表第1の3の項の事業内容の欄(7)又は(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。
10 別表第1の3の項の事業内容の欄(9)又は(10)に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに太陽光発電所の設置に係る土地となる部分の面積が変更前の太陽光発電所の設置に係る土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
11 別表第1の4の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
12 別表第1の4の項の事業内容の欄(3)から(6)までに該当する対象事業	1時間当たりの処理能力の合計	1時間当たりの処理能力の合計が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
13 別表第1の5の項及び同表の6の項の事業内容の欄に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
14 別表第1の7の項及び同表の8の項の事業内容の欄に該当する対象事業	住宅団地又は工業団地の造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の造成に係る土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
15 別表第1の9の項の事業内容の欄に該当する対象事業	レクリエーション施設の用に供される土地の位置	新たにレクリエーション施設の用に供される土地となる部分の面積が変更前のレクリエーション施設の用に供される土地の面積の10パーセント未満であること。
16 別表第1の10の項の事業内容の欄に該当する対象事業	土石等採取場の位置	新たに土石等採取場となる部分の面積が変更前の土石等採取場の面積の10パーセント未満であること。
17 別表第1の11の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	排出ガス量又は排出水量	排出ガス量又は排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	燃料の種類	
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。

18 別表第1の12の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	下水道終末処理場の用に供される土地の位置	新たに下水道終末処理場の用に供される土地の面積が変更前の下水道終末処理場の用に供される土地の面積の10パーセント未満であること。
19 別表第1の13の項の事業内容の欄に該当する対象事業	豚又は牛の飼育頭数	豚又は牛の飼育頭数が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
20 別表第1の14の項の事業内容の欄に該当する対象事業	建築物の高さ	建築物の高さが10パーセント以上増加しないこと。
21 別表第1の15の項の事業内容の欄に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が変更前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であること。

別表第4

対象事業の区分	許認可等に係る行為
1 別表第1の1の項の事業内容の欄(1)から(8)までに該当する対象事業	(1) 土地改良法第85条第2項、第85条の2第2項、第95条第2項若しくは第96条の2第2項の規定による公告、同法第86条第1項の規定による通知又は同法第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定 (2) 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更 (3) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第1項若しくは第6項若しくは第10条第1項若しくは第4項の規定による許可又は同法第18条第2項若しくは第3項の届出 (4) 都市計画法第59条第1項から第4項まで又は第63条第1項の規定による認可又は承認
2 別表第1の2の項の事業内容の欄(1)から(4)までに該当する対象事業	(1) 土地改良法第85条第2項、第85条の2第2項、第95条第2項若しくは第96条の2第2項の規定による公告、同法第86条第1項の規定による通知又は同法第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定 (2) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第13条第1項の規定による認可 (3) 河川法第23条、第24条若しくは第26条第1項の規定による許可、同法第79条第1項の規定による認可(河川法施行令(昭和40年政令第14号)第45条第2号に係る場合に限る。)、同法第79条第2項第2号の規定による国土交通大臣との協議又は同法第95条の規定による河川管理者との協議
3 別表第1の3の項の事業内容の欄(1)から(10)までに該当する対象事業	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可
4 別表第1の4の項の事業内容の欄(1)から(6)までに該当する対象事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による許可又は同法第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出
5 別表第1の5の項の事業内容の欄に該当する対象事業	土地区画整理法第4条第1項、第10条第1項、第14条第1項、第39条第1項、第51条の2第1項、第51条の10第1項、第52条第1項、第55条第12項、第71条の2第1項又は第71条の3第14項の規定による認可
6 別表第1の6の項の事業内容の欄に該当する対象事業	都市計画法第59条第1項から第4項まで又は第63条第1項の規定による認可又は承認

当する対象事業	
7 別表第1の7の項の事業内容の欄に該当する対象事業	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第28条の規定による意見の聴取 (4) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可
8 別表第1の8の項の事業内容の欄に該当する対象事業	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可
9 別表第1の9の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可
10 別表第1の10の項の事業内容の欄に該当する対象事業	(1) 鉱業法第63条第2項の規定による認可 (2) 採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可又は同法第42条の2の規定による協議 (3) 砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可又は同法第43条の規定による協議
11 別表第1の11の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	(1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認 (2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第32条第1項若しくは第2項、第68条第1項若しくは第2項（同法第84条第1項において準用する場合を含む。）又は第101条第1項若しくは第2項の規定による届出 (3) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項、第8条第1項又は附則第3条第1項の規定による届出 (4) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出 (5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条第1項又は第7条の規定による届出 (6) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第3条の規定による登録又は同法第7条第1項の規定による変更登録
12 別表第1の12の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）又は第25条の23第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議
13 別表第1の13の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 水質汚濁防止法第5条第1項又は第7条の規定による届出
14 別表第1の14の項の事業内容の欄に該当する対象事業	建築基準法第6条第1項の規定による確認又は第18条第2項の規定による通知
15 別表第1の15の項の事業内容の欄に該当する対象事業	5の項から9の項までの許認可等に係る行為の欄に掲げる行為のうち、いずれか一の行為

別記
様式第1号

配慮書対象事業廃止通知書

年 月 日

山形県知事
市(町村)長 殿

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

山形県環境影響評価条例第4条の9第1項の規定により、次のとおり通知します。

配慮書対象事業の名称	
配慮書対象事業の種類	
配慮書対象事業の規模	
事業実施想定区域	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
公告の方法	
公告の予定年月日	年 月 日

備考 公告する事項の内容を記載した書類を添付すること。

担当者 連絡先	所属名・電話番号	
	役職名・氏名	

山形県知事
殿
市(町村)長

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

山形県環境影響評価条例第4条の9第1項の規定により、次のとおり通知します。

配慮書対象事業の名称	
配慮書対象事業の種類	
配慮書対象事業の規模	
事業実施想定区域	
修正年月日	年 月 日
修正の理由	
公告の方法	
公告の予定年月日	年 月 日

備考 公告する事項の内容を記載した書類を添付すること。

担当者 連絡先	所属名・電話番号	
	役職名・氏名	

山形県知事
殿
市(町村)長

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

山形県環境影響評価条例第4条の9第1項の規定により、次のとおり通知します。

配慮書対象事業の名称	
配慮書対象事業の種類	
配慮書対象事業の規模	
事業実施想定区域	
事業の承継者	住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	
公 告 の 方 法	
公 告 の 予 定 年 月 日	年 月 日

備考 公告する事項の内容を記載した書類を添付すること。

担当者 連絡先	所属名・電話番号	
	役職名・氏名	

準備書関係地域協議書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

山形県環境影響評価条例第14条第2項の規定により、次のとおり協議します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域	
関係地域の範囲	
関係地域の範囲を定めた根拠	
その他参考事項	

担当者 連絡先	所属名・電話番号	
	役職名・氏名	

事業者氏名等 修正 通知書
変更

年 月 日

山形県知事
市(町村)長 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

山形県環境影響評価条例^{第24条}第27条において準用する同条例^{第24条}の規定により、次のと
おり通知します。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
修正 変更の内容	修正 変更	前 後	
	修正 変更	後 後	
修正 変更	年 月 日	年 月 日	
修正 変更の理由			

担当者 連絡先	所属名・電話番号	
	役職名・氏名	

事業内容等 修正 通知書
変更

年 月 日

山形県知事
 市（町村）長 殿

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名）

山形県環境影響評価条例第24条 第27条において準用する同条例第24条の規定により、次のと
 あり通知します。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
修正 の内容 変更	修正 変更	前 後	
	正 更	後 後	
修正 変更	年 月 日	年 月 日	
修正 変更	の 理 由		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 修正前と修正後又は変更前と変更後の事業計画の相違を記載した書類（図面を含む。）
- 2 修正後又は変更後の対象事業が環境に及ぼす影響の内容及び程度に関する検討内容を記載した書類

担当者	所属名・電話番号	
連絡先	役職名・氏名	

対象事業廃止通知書

年 月 日

山形県知事
市(町村)長 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

山形県環境影響評価条例第25条第1項
第28条において準用する同条例第25条第1項の規定により、

次のとおり通知します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
公告の方法	
公告の予定年月日	年 月 日

備考 公告する事項の内容を記載した書類を添付すること。

担当者	所属名・電話番号	
連絡先	役職名・氏名	

対象事業 修正
変更 通知書

年 月 日

山形県知事
市(町村)長 殿

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

山形県環境影響評価条例第25条第1項
第28条において準用する同条例第25条第1項の規定により、

次のとおり通知します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域	
修正 変更 年 月 日	年 月 日
修正 変更 の 理 由	
公 告 の 方 法	
公告の予定年月日	年 月 日

備考 公告する事項の内容を記載した書類を添付すること。

担当者	所属名・電話番号	
連絡先	役職名・氏名	

対象事業承継通知書

年 月 日

山形県知事
市（町村）長 殿

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名）

山形県環境影響評価条例第25条第1項
第28条において準用する同条例第25条第1項の規定により、

次のとおり通知します。

対象事業の名称		
対象事業の種類		
対象事業の規模		
対象事業実施区域		
事業の承継者	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
承 継 年 月 日		年 月 日
承 継 の 理 由		
公 告 の 方 法		
公 告 の 予 定 年 月 日		年 月 日

備考 公告する事項の内容を記載した書類を添付すること。

担当者 連絡先	所属名・電話番号	
	役職名・氏名	

環境影響評価再実施通知書

年 月 日

山形県知事
市（町村）長 殿

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名）

山形県環境影響評価条例第29条第2項の規定により、次のとおり通知します。

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 種 類	
対 象 事 業 の 規 模	
対 象 事 業 実 施 区 域	
再 実 施 の 手 続 の 別	第5条 条例 から条例第22条までの規定の例による手 第11条 続
手続を再実施することとした理由	
公 告 の 方 法	
公 告 の 予 定 年 月 日	年 月 日

備考 公告する事項の内容を記載した書類を添付すること。

担当者 連絡先	所属名・電話番号	
	役職名・氏名	

工 事 着 手 通 知 書
完 了

年 月 日

山形県知事
市（町村）長 殿

住 所
氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名）

山形県環境影響評価条例第33条の規定により、次のとおり通知します。

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 種 類	
対 象 事 業 の 規 模	
対 象 事 業 実 施 区 域	
工 事 の 着 手 年 月 日 完 了	年 月 日
工 事 の 完 了 予 定 時 期 供 用 開 始	年 月
そ の 他 参 考 事 項	

担 当 者 連 絡 先	所 属 名 ・ 電 話 番 号	
	役 職 名 ・ 氏 名	

(表面)

		第	号
身 分 証 明 書			
所 属		写 真	
職 名			
氏 名			
生年月日			
上記の者は、山形県環境影響評価条例第35条第1項に規定する立入調査等を行う職員であることを証明する。			
年 月 日			
山形県知事 氏			名 印

縦 6センチメートル

横 9センチメートル

(裏面)

山形県環境影響評価条例（抜粋）

（報告及び立入調査）

第35条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業実施者に対し、対象事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、対象事業が実施されている区域若しくは実施された区域に立ち入り、対象事業の実施状況を検査させ、若しくは対象事業に係る環境影響を調査させることができる。

2 前項の規定により検査又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。